

第3章 対象事業に係る環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価の項目は、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号、以下、「発電所アセス省令」という。）第21第1項第1号に定める「水力発電所（別表第1）備考第2号」に掲げる一般的な事業の内容と本事業の内容との相違を整理して把握した上で、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、発電所アセス省令第21条の規定に基づき、第3-1-1表のとおり選定した。

なお、環境影響評価の項目の選定に当たっては、発電所アセス省令等について解説された「改定・発電所に係る環境影響評価の手引き」（経済産業省 平成27年7月改訂、以下「発電所アセスの手引き」という。）を参考にした。

第 3-1-1 表 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分				影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				大気質	騒音	振動	工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	地形改変及び施設の存在	貯水池の存在	河水の取水
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○*	○*							
			浮遊粒子状物質	○*	○*							
			粉じん等	○*	○*							
		騒音	騒音	○*	○*							
		振動	振動	○*	○*							
	水環境	水質	水の汚れ								○	
			富栄養化									
			水の濁り			○*						
			溶存酸素量									
			水素イオン濃度			○						
			水温									
			地下水水質			○						
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○*	○*	○*	○*				○		
	植物	重要な種及び重要な群落			○*	○*				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系			○*	○*				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○*					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○*							
一般環境中の放射性物質について、調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量											

注 1 は主務省令の「参考項目」であることを示す。

2 ○は環境影響評価の項目として選定したものを示す。

3 ゴシック書体は、経産大臣勧告及び県知事意見を踏まえ、方法書記載内容から追加した項目を示す。

4 *は追加土捨場に対し評価項目として選定したものを示す

5 *は追加土捨場に対し評価項目として選定し、追加調査を実施したものを示す。

6 第三土捨場の「動物」については、水の濁りの影響のある魚類、底生生物とした。